

デザイナーズバンク整備運用業務委託デザイナー募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、デザイナーズバンク整備運用業務委託（以下「本業務委託」という。）におけるデザイナーの募集に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 企業支援の経験が豊富なデザイナーを募集・登録することにより、人材のデータベース（以下「デザイナーズバンク」という。）を整備し、もって企業の競争力向上とイノベーションの創出に寄与することを目的とする。

(デザイナーの業務)

第3条 登録されたデザイナーは、埼玉県産業技術総合センター長（以下「センター長」という。）からの依頼に基づき、企業等の商品開発やブランディング、経営などの課題に対してデザインを活用したアドバイス等を行い、その解決を支援する。

(募集及び選考)

第4条 デザイナーは随時募集するものとし、応募しようとする者は様式1により登録申請書をセンター長宛て提出するものとする。

2 デザイナーの選考は、別に定める選考要領に基づき行うものとする。

(資格要件)

第5条 デザイナーは、次の各号のいずれかに該当する経験を十分に有する者で、心身ともに健康である者を充てるものとする。

- 一 デザイン関連の専門学校、大学又は大学院等を卒業し、デザイン及び経営に関する知識を有する者であること。
- 二 企業の商品開発、ブランディング、プロダクトデザイン等に関する業務に5年以上の経験を有する者であること。
- 三 マーケティングや市場調査に基づいた商品開発及びデザイン戦略の立案経験がある者であること。
- 四 デザイン経営やブランディングに関するコンサルティング経験がある者であること。
- 五 デザインシンキングやイノベーションプロセスを用いた実務経験がある者であること。
- 六 デザインに関する講師経験やワークショップの実施経験がある者であること。
- 七 その他本業務委託の目的を達成するにあたり、必要な能力を有すると認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員
- 二 暴力団員が事業主又は役員となっている団体の構成員
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体の構成員

(遵守事項)

第6条 デザイナーは、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、信義に従って誠実に業務を行わなければならない。

- 一 業務で知り得た企業秘密は、業務中及び業務終了後においても第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 二 企業等に対し、金品、その他接待等を要求してはならない。
- 三 企業等の名誉棄損にあたる行為を行ってはならない。
- 四 企業等に対し、特定の製品やサービスなどの営業活動、又はこれに類似する行為を行ってはならない。
- 五 公序良俗に反する行為を行ってはならない。

(結果通知及び登録)

第7条 センター長は、第4条第2項による選考の結果を書面又は電子的手段により本人宛て通知し、本業務委託の受託事業者（以下「受託者」という。）は、登録候補者となった者をデザイナーズバンクに登録するものとする。

- 2 登録から概ね3年以上経過した者に対し、第4条第1項により提出された登録申請書の記載事項の現状について確認する場合がある。

(登録情報の公開)

第8条 デザイナーズバンクに登録された者は、様式2により情報公開同意書をセンター長宛て提出するものとし、情報公開同意書に掲げる事項及びその他同意があった事項については、原則として特設ポータルサイト（以下「サイト」という。）に公開するものとする。

- 2 センター長は、サイトの公開事項に追加又は修正があったときは、別途、公開する情報等について提供を求める場合がある。
- 3 サイトに公開された情報等の削除を希望する者は、様式3により公開情報削除届をセンター長宛て提出するものとする。

(登録期間及び更新)

第9条 デザイナーズバンクの登録期間は、登録日から当該年度末までとし、以降は年度ごとに1年間更新されるものとする。ただし、第11条第1項及び第2項の各号に掲げる事項に該当した場合は更新しない。

- 2 センター長は、前項の規定にかかわらず、登録更新の意向について確認する場合がある。

(登録解除)

第10条 デザイナーズバンクの登録解除を希望する者は、様式4により登録解除届をセンター長宛て提出するものとする。

(業務中止命令及び登録抹消)

第11条 センター長は、デザイナーが次の各号のいずれかに該当した場合は、業務の中止を命

じるとともに登録を抹消することができる。

- 一 第6条の各号に掲げる事項に違反したと認められるとき。
- 二 その他本業務委託の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- 三 健康上その他の理由により、業務に堪えられないと認められるとき。

2 センター長は、デザイナーが次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消するものとする。

- 一 様式4による登録解除届が提出された場合
- 二 本人と連絡が取れないと認められた場合

(謝金)

第12条 センター長からの依頼に基づき業務を行った場合のデザイナーに対する謝金は、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 第4条第1項の登録申請書により取得した個人情報は、センター及び受託者が保有・管理し、当該個人情報が不要となった場合は適切な方法により破棄するものとする。

2 前項の規定によるほか、個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日埼玉県条例第50号）の定めによるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるものを除くほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

デザイナーズバンク登録申請書

年 月 日

ふりがな			生年月日		性 別
氏 名					
現 住 所	〒				
電 話 番 号 (日中の連絡先)			F A X 番 号		
E - m a i l					
ホームページ					
事 業 所	名称・屋号			部 門	
	所在地			電話番号	
	勤務先の許可条件 有（ ） ・ 無				
職 歴					
最 終 学 歴	学校名（学部・学科まで）		卒業年月	学 位	
				学士・修士・博士	
加 入 学 会 等					
資 格 (取得年も記入)					
対 応 条 件	頻 度	週に	日以内	曜日・地域の要望	
専門とする デザイン分野	(得意とする分野やスキル等の詳細) ※具体的に記入してください。				

様式 1 （第 4 条第 1 項関係）

登録に係る 資 格 要 件 (該当項目に○)		(1) デザイン関連の専門学校、大学又は大学院等を卒業し、デザイン及び経営に関する知識を有する。
		(2) 企業の商品開発、ブランディング、プロダクトデザイン等に関する業務に 5 年以上の経験を有する。
		(3) マーケティングや市場調査に基づいた商品開発及びデザイン戦略の立案経験がある。
		(4) デザイン経営やブランディングに関するコンサルティング経験がある。
		(5) デザインシンキングやイノベーションプロセスを用いた実務経験がある。
		(6) デザインに関する講師経験やワークショップの実施経験がある。
		(7) その他 ()
(資格要件に係る主な経験・実績等) ※具体的に記入してください。		

様式2（第8条第1項関係）

デザイナーズバンク情報公開同意書

年 月 日

（あて先）

埼玉県産業技術総合センター長

住 所 〒

登録デザイナー

氏 名

下記の事項を特設ポータルサイトに公開することについて同意します。なお、公開する情報等は、登録申請書の記載によるほか、必要に応じて任意様式により提出します。

記

1. 氏名又はペンネーム

2. その他、協議により公開に同意した事項

以上

デザイナーズバンク公開情報削除届

年 月 日

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター長

住 所 〒

登録デザイナー
氏 名

デザイナーズバンクについて、下記のとおり公開情報の削除を希望するので届出ます。

記

- 1. 届出事由

- 2. 削除を希望する公開情報

以上

デザイナーズバンク登録解除届

年 月 日

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター長

住 所 〒

登録デザイナー
氏 名

デザイナーズバンクについて、下記のとおり登録の解除を希望するので届出ます。

記

- 1. 届出事由

- 2. 登録解除を希望する者の氏名

以上